

付 属 資 料

- 資料 1 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例
- 資料 2 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会委員名簿
- 資料 3 審議経過
- 資料 4 ケース比較表
- 資料 5 諮問書

資料 1

南但広域行政事務組合南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例

令和 6 年 7 月 3 日
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 南但地域における次期ごみ処理施設の整備に関して、客観的な方向性を示した指針を策定するため、南但広域行政事務組合南但ごみ処理施設整備指針策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、南但広域行政事務組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、ごみ処理施設の整備についての基本的事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織及び任期)

第 3 条 審議会は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長 1 人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第 7 条 審議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、審議会の所掌事務について専門的な知識又は経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じ会議に出席し、審議に助言又は協力を行うものとする。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を報酬として支給する。

(1) 会長 日額 30,000 円

(2) 会長以外の委員 日額 25,000 円

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第9条 委員には、職務を行うために要する費用の弁償として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 会議に出席したときは、職員等の旅費に関する条例（平成9年南但広域行政事務組合条例第3号。以下「旅費条例」という。）第12条又は第15条に規定する鉄道賃又は車賃の額

(2) 他施設への視察等のために旅行したときは、旅費条例に定める旅費の種類及び額
(庶務)

第10条 審議会の庶務は、南但広域行政事務組合環境課において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。

資料 2

南但ごみ処理施設整備指針策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職
会 長	藤 原 健 史	岡山大学 環境生命科学研究科 教授
副会長	増 原 直 樹	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
委 員	瓶 内 栄 作	芸術文化観光専門職大学 芸術文化・観光学部 准教授
委 員	八 畝 浩	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
委 員	柴 田 義 博	公益財団法人 ひょうご環境創造協会 常務理事

資料3

審 議 経 過

第1回審議会：令和6年12月2日（月） 南但クリーンセンター 2階研修室

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 会長、副会長の選任
- (3) 諮問
- (4) 審議
 - ・現状と課題について（ごみ搬入量、人口推移、ごみ処理経費等）
 - ・経緯及び背景について（地元協定、南但地域の現状、社会的ニーズ）
 - ・課題と対応策について（ケース設定の検討）

第2回審議会：令和7年3月3日（月） 朝来市役所 3階庁議室

- (1) 審議
 - ・将来ごみ量の推計について（令和32年度までのごみの排出量を推計）
 - ・計画ごみ質の設定について（過去5年間のごみ組成調査結果により推計）
 - ・検討ケースの検討について（令和32年度までを想定）

第3回審議会：令和7年4月23日（水） 朝来市役所 3階庁議室

- (1) 審議
 - ・将来ごみ量の推計について（事業系ごみの排出量を再度推計）
 - ・計画ごみ質の設定について（過去10年間のごみ組成調査結果により再度推計）
 - ・検討ケースの設定について
 - ・見積内容について

第4回審議会：令和7年6月30日（月） 朝来市役所 4階会議室

- (1) 審議
 - ・見積結果を踏まえた検討ケース及び評価について
 - ・兵庫県ごみ処理広域化・集約化計画について

第5回審議会：令和7年10月6日（月） 朝来市役所 4階会議室

(1) 審議

- ・ 検討ケースの比較評価について
- ・ 指針のまとめについて
- ・ 答申について

資料 4

南但ごみ処理施設の次期施設整備に関するあり方検討資料（ケース比較表）

項 目			評価基準	ケース 1－1	ケース 1－2	ケース 1'－1－1	ケース 1'－1－2	ケース 1'－2－1	ケース 1'－2－2	ケース 2－1	ケース 2－2	ケース 2－3
				現有施設の15年延命化	現有施設の15年延命化	現有施設の10年延命化 （工事期間・運営期間短縮）	現有施設の10年延命化 （工事期間・運営期間短縮）	現有施設の10年延命化 （工事期間・運営期間短縮＋最短着工）	現有施設の10年延命化 （工事期間・運営期間短縮＋最短着工）	新施設整備	新施設整備	新施設整備
				（熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）1 炉・バイオ・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）1 炉・リサイクルセンター）	（熱回収（焼却）2 炉・リサイクルセンター）
環境	環境保全性 （2050年までのCO ₂ 累計削減量）	CO ₂ 累計削減量により階層を設け、評価判定する。	35,000t-CO2	26,000t-CO2	35,000t-CO2	25,000t-CO2	35,000t-CO2	25,000t-CO2	35,000t-CO2	42,000t-CO2	29,000t-CO2	
			○	△	○	△	○	△	○	◎	△	
	資源化・エネルギー回収性	発電またはエネルギー回収を行うケースを高評価とする。	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	新焼却施設 1 炉で発電は可能	新焼却施設 2 炉とする場合は発電不可	
			○	－	○	－	○	－	○	○	－	
	環境啓発効果	バイオマス施設を併設するケースは、先進的な取組みとして高評価とする。	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい	先進的取組みとして啓発効果あり	新焼却施設 1 炉で発電は可能であるが啓発効果は小さい	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい	
			○	－	○	－	○	－	○	△	－	
	将来のごみ質低下への対応 （ブラ減少）	プラスチック製品の分別回収開始により、高質ごみが低減される中でも、エネルギー回収が可能なケースを高評価とする。	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	
			○	－	○	－	○	－	○	－	－	
	環境面の評価結果			○	－	○	－	○	－	○	○	－
社会	用地取得・新施設の地元合意形成	新施設整備までの期間が長いケースを優位として階層を設け、評価判定する。	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで23年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで23年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで17年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで17年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで16年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで16年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間	
			23年	23年	17年	17年	16年	16年	13年	13年	13年	
			◎	◎	○	○	○	○	△	△	△	
	現有施設の地元合意形成	協定期限の延長期間が短いケースを優位として階層を設け、評価判定する。	地元協定期限の10年間の延長が必要	地元協定期限の10年間の延長が必要	地元協定期限の4年間の延長が必要	地元協定期限の4年間の延長が必要	地元協定期限の3年間の延長が必要	地元協定期限の3年間の延長が必要	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する	
			10年	10年	4年	4年	3年	3年	0年	0年	0年	
			△	△	○	○	○	○	◎	◎	◎	
	将来の広域化への対応	兵庫県長期広域化・集約化計画に柔軟に対応できるケースを高評価とする。	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる	
			○	○	○	○	○	○	－	－	－	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
社会面の評価結果			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
経済	概算総事業費（実負担額）	実負担額が安価であるものが優位として階層を設け、評価判定する。	13,827,844 千円	12,393,594 千円	18,555,653 千円	17,428,278 千円	19,331,103 千円	18,203,728 千円	19,547,533 千円	19,799,472 千円	20,166,378 千円	
			◎	◎	－	△	－	－	－	－	－	
	経済面の評価結果			◎	◎	－	△	－	－	－	－	－
総合評価			◎	○	○	△	○	△	○	○	△	

資料 5



南但ごみ処理施設整備指針策定審議会長 様

南但ごみ処理施設の次期施設整備に関するあり方について（諮問）

南但ごみ処理施設の次期施設整備に関するあり方について、南但ごみ処理施設整備指針策定審議会に指針策定を求めます。

令和 6 年 12 月 2 日

南但広域行政事務組合
管理者 藤 岡 勇